

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- 地元の測量会社や土木設計会社と協業し、業務効率化・ノウハウ共有を推進。
- 高齢化が進む専門技術者の引退を見据え、個人事業主や小規模測量・設計会社との業務提携支援に取り組み、円滑な事業承継を後押し。

b. IT 実装支援

- 協力会社に対し、測量・設計業務で使用する GIS・CAD・電子納品対応システムの導入支援や教育を実施。

c. グリーン化の取組

- 調査用車両の EV・ハイブリッド車への切替を順次実施し、協力会社にも導入支援・情報提供を実施。
- ペーパーレス推進の一環として、電子契約書・電子納品の導入を行い、CO₂排出削減に寄与。

d. 健康経営に関する取組

- 健康経営に関するセミナー・研修を協力会社にも開放し、業界全体の健康意識向上を支援。
- 長時間労働を回避するため、受発注時に業務量・納期の適正化を徹底し、繁忙期の業務分散を調整。
- 高ストレス業務に対するカウンセリング窓口を一部外部委託し、共有利用を可能にする取り組みを検討中。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当社が関与する公共インフラ整備に関連する測量・設計業務において、協力会社を含む全体の利益分配リスク共有を基本とした運営を推進します。
- 「パートナーシップ構築宣言」の内容を社内教育資料や協力会社向け研修等で共有し、実効性を担保。

2025年8月6日

有限会社 晃永調査測量

企 業 名

代表取締役 佐渡山 安徳

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。